

令和6年度

伊勢崎市立坂東小学校



学校通信

ばんどうたろう

坂東太郎



第 13号

令和6年6月12日(水)発行

校長 関根 崇史

## 【子供にスマートフォン(以下、スマホ)を持たせるということ】

近年、SNSが誹謗中傷やいじめの温床になったり、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったりしていることは、保護者の皆様もご存じのことと思います。そして、子供たちが被害者だけではなく、加害者になるケースも出てきています。

ある機関の調査によると、小学生高学年でのスマホ所持率は2023年に4割を超えたそうです。そして、この割合は今後も増加していくと考えられます。

子供にスマホを持たせるかどうかについては、それぞれの家庭の事情がありますので、学校が口出しをすることではありません。ただ、ご家庭で持たせると決めたからには、何かあったときの責任は保護者にあるということをお忘れなほしいと思っています。

スマホは、安全に正しく使うことができれば生活に役立つ便利な道具です。しかし、一歩使い方を誤れば、他人を傷つけてしまったり、自分自身が傷ついてしまったりする凶器にもなり得ます。つまり、無条件で子供にスマホを持たせるということは、無条件でナイフを持たせることと同じです。刃物を扱ったことのない子供に、ナイフを買い与える保護者がいるでしょうか。そんなことをすれば、大変なことになるのは考えなくても分かります。もし子供にせがまれても「危ないし、とんでもない」となるはずです。けれど、スマホとなるとそうはならないことが多いのです。



ご家庭で子供にスマホを持たせるということになったならば、まずは、「安全に正しく使うためのルールやマナーを理解しているか」を確認をしてください。それが十分でなかったならば、保護者の責任として教えるようにしてください。また、「家庭での約束事」も事前に決めておくようにしてください。買い与えた後、何かあってから約束を決めるのでは遅く、なかなか守れるものではありません。

「子供がスマホがらみで友達とトラブルになったので、学校で何とかしてもらえないか」、こういった相談を受けたことが何度かあります。もちろん、学校もできる限りの対応はします。お願いしたいことは、問題が起きないように、持たせる前に使い方の指導や約束事を徹底しておくこと、持たせた後も安全に正しく使うことができているか見守り、定期的に確認していくことです。こういったことを何もせずに、無条件、無制限にスマホを使わせている中で、何かあったときだけ学校でお願いしますというのでは困るのだということはお理解ください。

これからの時代を生きる子供たちにとって、情報活用能力は不可欠であり、避けて通ることはできません。ほとんどの子供たちが、いつかはスマホなどのコミュニケーションツールを所持し、それを使って生活していくこととなります。繰り返しになりますが、正しく使えば便利な道具、誤った使い方をすれば凶器にもなり得るということを理解した上で、スマホを持たせる場合には、使い方の指導や約束事の徹底、持たせた後の見守り等を各家庭でお願いします。